

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

1. 府の差別解消条例、差別解消取り組みについて
- (2) 今年 10 月から事業者カスタマーハラスメント対策が義務づけられる。「合理的配慮を求める」ことは、差別解消法に基づく正当な権利であることを、国の指針に基づき充分周知すること。同時に事業者の障害理解のボトムアップを図り、障害特性による行動行為が安易にカスハラと判断されないようにすること。

（回答）

- 令和8年度 10 月に施行される改正労働施策総合推進法において、事業主によるハラスメント対策の強化の一環として、カスタマーハラスメントについて雇用管理上必要な措置が義務付けられ、その内容については国の指針により示されています。
- 国の指針においては、障がいのある方から不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明することはカスタマーハラスメントには当たらず、合理的配慮の提供義務があることに留意が必要である旨が示されています。
- 府としましては、法施行後においても、事業者の誤認により障がいのある方の権利利益が侵害されることがないように、事業者への研修機会などを活用し周知啓発に努めるとともに、府に配置している広域支援相談員への相談事案を介し理解促進を図ります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

- (2) 入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多い。障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の啓発媒体を作成し、不安の払拭に向けた具体的な啓発を進めること。また改正住宅セーフティネット法が昨年 10 月に施行されたことを受け、居住サポート住宅の供給促進、全市町村での居住支援協議会の設置に向けた取り組み等、施策の具体的進捗について明らかにすること。

（回答）

- 障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要と認識しております。
- そのため、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介するチラシを作成し、府のホームページで周知を図るとともに、宅地建物取引業者研修会に出向いて、グループホーム制度について説明を行うなど、宅建業者や賃貸住宅家主等への普及・啓発に努めています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

- (2) 入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多い。障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の啓発媒体を作成し、不安の払拭に向けた具体的な啓発を進めること。また改正住宅セーフティネット法が昨年 10 月に施行されたことを受け、居住サポート住宅の供給促進、全市町村での居住支援協議会の設置に向けた取り組み等、施策の具体的進捗について明らかにすること。

（回答）

- 障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録等を含む住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行うとともに、今年度についても、居住支援法人や家主等が参加する研修会において、グループホームの暮らしの様子について紹介する予定です。
- また、お示しのとおり、住宅セーフティネット法の改正については、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のほか、新たな制度として、「居住サポート住宅認定制度」や、市区町村の協議会設置の努力義務化が盛り込まれています。
- 大阪府においては、市区町村の居住支援協議会の設立促進を目的として、令和 4 年度に、設立を検討する居住支援法人等を対象にした補助制度を創設し、体制整備を進めてきました。その結果、令和 8 年 3 月には箕面市と池田市、令和 8 年 6 月 26 日には大阪市で居住支援協議会が設立され、府内の市区町村協議会は 9 つとなっています。
- また、新たに設置された「居住サポート住宅」においても、居住支援法人や不動産事業者等に対し、会議・セミナー等、様々な機会を捉え、制度の周知・啓発を行っているところです。
- 今後とも、地域の実情に応じた居住支援活動の実現に向け、引き続き、住宅部局と福祉部局が連携し、取り組みを進めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

- (3) 公営住宅居住者の高齢化に伴う自治会活動の困難さから、各住宅で障害者とのトラブルが未だに続いている。一昨年より府営住宅全戸配布の冊子に障害の理解を進める啓発記事が掲載されていることは大きな進展であり、ゆるやかに全戸住民に浸透していくよう、毎年続けていくこと。また府営住宅の指定管理者にも障害者等の平等利用が伝わるよう、周知啓発を進めること。さらに自治会活動の一部（清掃等）を業者に委託し共益費として府が徴収する仕組みについては、住民の負担額などに注意を払いながら進め、その次の段階として、必要に応じ住民へ補助する仕組みを創設するなど更なる方策を検討すること。

（回答）

- 非営利で行われる自治会活動であっても同種の行為を反復継続する意思をもって行うものは、障害者差別解消法上の事業者にあたります。このことを広く府民へ周知するため、令和7年3月に改訂した大阪府障がい者差別解消ガイドラインにおいて、新たな事業分野として「その他（自治会、マンション管理組合等）」を追記し、具体的な事例を示しています。
- 自治会として事業を行うに当たり、障がいを理由とする差別を行うことは法で禁止されており、自治会活動を行う地域住民が障がいに対する理解を深めることができる取組みを行うことが重要です。
- 障害者差別解消法所管課としては、今後も府営住宅所管課と連携し、障がい理解に関する周知・啓発活動に引き続き取り組むことや、依頼に応じて府営住宅の指定管理者向けに出張講義を行うなどし、府営住宅において障がいの有無に関わらず共生する社会が実現されることをめざします。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

## 2. 住宅の入居差別について

- (3) 公営住宅居住者の高齢化に伴う自治会活動の困難さから、各住宅で障害者とのトラブルが未だに続いている。一昨年より府営住宅全戸配布の冊子に障害の理解を進める啓発記事が掲載されていることは大きな進展であり、ゆるやかに全戸住民に浸透していくよう、毎年続けていくこと。また府営住宅の指定管理者にも障害者等の平等利用が伝わるよう、周知啓発を進めること。さらに自治会活動の一部（清掃等）を業者に委託し共益費として府が徴収する仕組みについては、住民の負担額などに注意を払いながら進め、その次の段階として、必要に応じ住民へ補助する仕組みを創設するなど更なる方策を検討すること。

（回答）

- 障がい者理解に係る入居者に対しての啓発については、昨年度、都市整備部・福祉部と連携して府営住宅全戸に配付するふれあいだよりに障がいの理解を進める啓発記事を掲載しました。今後とも継続的な掲載を進めていきます。
- 府営住宅の指定管理者に対しては、公募時において、高齢者や障がい者等に対する「平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策」について求めており、各管理センターにおいて取組が実施されているところです。
- また、今回の経過も踏まえ、障がい者に係る相談に管理センターが適切に対応できるようセンター長・所長が参画する会議において、障がい者理解に係る研修を福祉部の協力を得て実施しているところです。
- 自治会活動への支援については、入居者が実施することとなっている共用部分の除草や清掃など共同施設等の維持管理にかかる入居者負担の軽減を図るため、令和4年度から、7割以上の入居者の同意により、共益費として府が徴収し、業務委託できる制度を実施しているところであり、引き続き、本制度の周知を図ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課  
 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

3. 旧優生保護法下における強制不妊手術に係る問題と、尊厳回復のための取り組みについて

(1) 大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。改めて知事の謝罪を行い、被害者の人権救済は大阪全体の責務という意識を高め、一人でも多くの被害者を何としても掘り起こすよう、あらゆる手立てを講じること。

（回答）

○ 旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めています。

○ 令和7年1月8日の知事記者会見において、府が旧優生保護法に基づき事務を執行したことについて、大阪府知事から被害を受けられた方々に謝罪をいたしました。また、大阪府のホームページにおいて、大阪府知事から旧優生保護法に基づく優生手術・人工妊娠中絶等の被害を受けられた方々へのメッセージを掲載しているところです。

○ 今後とも、当事者の方々に寄り添った対応を実施するよう努めるとともに、より多くの方に制度を知っていただけるよう、周知を強化してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

3. 旧優生保護法下における強制不妊手術に係る問題と、尊厳回復のための取り組みについて

(2) 今年3月末に子ども家庭庁等から各都道府県に出された「個人記録の調査及び請求の勧奨」により、医療機関・生活の場（福祉施設、精神病棟等）の調査が行われるが、一人でも多くの被害者が明らかになるよう、福祉施設を国の示す施設以外にも、（現在入所している可能性がある）高齢者施設を含めて幅広く対象にする等、大阪府独自の方法等を検討すること。

（回答）

○ 大阪府独自の取組として、医療・人権等の関係機関、障がい者支援施設・高齢者施設等、対象となる方が利用又は入所されている可能性がある施設に対し、引き続き広報物の配布及び周知の協力依頼を行ってまいります。

○ 加えて、一人でも多くの方に制度を知っていただけるよう、これまでメディア（新聞・テレビCM）の活用により相談増につながった経緯を踏まえ、メディアでの周知の継続及び媒体の拡大を行うとともに、市町村等と連携するなど、効果的に周知できる方法について検討してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

3. 旧優生保護法下における強制不妊手術に係る問題と、尊厳回復のための取り組みについて
- (3) またこれまで大阪府が行ってきたアンケート調査についても、引き続き継続して行うこと。 周知について様々なお知らせに同封する等を府内部・府内自治体と連携して実施すること。さらに広報は昨年より拡大すること。

（回答）

- 制度周知については、昨年度に引き続き、府で作成したリーフレット等の広報物について、市町村や医療・福祉・人権等の関係機関へ配布し、周知の協力を働きかけるとともに、Osaka Metro 等府内の鉄道会社の協力による、駅構内でのポスターの掲示などを予定しているところです。
- また、対象者の方と接する機会の多い市町村、地域で活動される民生委員や社会福祉協議会の方に同制度を知り広めていただけるよう、他部局主催のものも含め、府が開催する説明会や会議などあらゆる機会を捉えて同制度の発信に努めている。引き続き、市町村等と連携し、補償金等の支給対象となり得る方に対する効果的な周知方法についても検討してまいります。
- さらに、メディア（新聞・テレビCM）を用いた広報については、昨年度よりも媒体を拡大して実施する予定です。
- 加えて、医療・福祉・人権等の関係機関に周知協力を依頼する際は、資料の保全依頼及び資料の有無を確認するアンケート等も行う予定です。
- 一人でも多くの方に制度を知っていただけるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでいくとともに、効果的な手法の検討・実施に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

4. 障害者の所得保障について

- (1) 生活保護については、2026年度まで「生活扶助の特例的対応」で従前額保障となっている。2027年度以降の基準作成に向け、引き続き他の自治体とも連携し、抜本的な基準額引き上げや、夏季加算等物価高騰への対応、また前回の議論であげられた級地区分の変更（実質的な引き下げ）を行わないこと、また障害者加算、介護加算、住宅扶助の締め付け等行わないよう、国に強く働きかけること。

（回答）

- 生活保護制度は、憲法25条が保証する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えており、生活保護制度の見直しについては、大阪府といたしましても、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度として不断の見直しを行うよう、国に要望しているところです。
- とりわけ、昨今の物価高騰の影響については本府も認識しており、国においてもその影響を検証するなど、引き続き生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度として不断の見直しを行うよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 社会福祉推進室 社会援護課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

- (2) 公営住宅利用グループホームにおいて、入居者の重度・高齢化による住環境の課題が増加していることをふまえ、低層階への変更等住宅替えの要件を拡充するなど、住み続けるための支援を検討すること。また空き家活用による営利目的のグループホームや大規模化が進む実態もふまえ、公営住宅利用の拡充とともに、借り上げ型公営住宅によるグループホーム活用や、「隣接住戸2戸1化改修」などのグループホーム仕様など府独自のモデル事業を進め、国にも提言すること。

（回答）

- 公営住宅のグループホーム事業への活用については、障がい者が地域で暮らせる社会の実現に向けて、地域の実情を踏まえた積極的な活用が期待されているところ  
です。
- 大阪府としても、国土交通省から通知されている「公営住宅のグループホーム事業への活用に関するマニュアル」の活用や福祉部局との連携など、今後も引き続き、市町に対し助言してまいります。
- 府営住宅では、福祉部と連携し、令和8年6月30日現在、494戸をグループホームとして利用いただいております、これまでと同様に府営住宅の空室の活用により、グループホーム用として利用できる住戸を選定し提供していきます。
- なお、府営住宅においては、グループホームは目的外使用として許可するものであり、「住宅替え」という概念はありませんが、グループホームとして利用いただいている住戸がエレベーターが止まらない、またはエレベーターがない上の方の階にあり、入居者が高齢化により昇降困難となるなどの事情が生じた場合には、空家の状況を踏まえ、個別に対応することになります。
- 転居が可能な場合は、現在住戸を使用している事業者において、転居先住戸がグループホームとして使用できるか確認し、新たな使用許可申請等の手続きを行う必要があります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課（下線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(6) 次期大阪府障がい者計画の策定・推進にあたって、消防法令・住宅法令の影響やコンフリクト問題を含めて、グループホームの物件確保に関する実態を調査し、入居拒否につながらない対策について具体的な検討を行なうこと。また計画策定と連動して、物件確保に関する実態調査を定期的の実施すること。

（回答）

○ なお、都市整備部では、障がい者など住宅確保要配慮者の入居拒否につながらない対策として、当該要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度の周知・啓発等を行っています。また、公営住宅では、グループホーム用住戸の提供に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を進めてまいります。（グループホームに関する要求項目2.(7)、(8)の回答参照）

※参考

公営住宅におけるグループホームの利用状況は、市町営住宅で 32 団地 99 戸（令和8年3月31日時点）、府営住宅で 494 戸（令和8年6月30日時点）となっております。（グループホームに関する要求項目2.(2)、(3)の回答参照）

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課（下線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

## 回 答

団体名（ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(7) あいつぐコンフリクト問題をふまえ、府の啓発チラシやふれあいだより等で、UR、家主・宅建業者・管理会社・保証業者、地域や公営住宅自治会等への啓発を充実させること。また住宅セーフティネット法の施行を踏まえ、グループホームの物件確保や、ひとりぐらしへの移行なども含め、障害者への支援が進むよう、市町村に指導助言すること。

（回答）

【下線部について】

- 賃貸契約時に関与する宅建事業者の協力を得ながら、家主等に対して Osaka あんしん住まい推進協議会が作成した「住宅セーフティネット制度」に関するチラシや、大阪府福祉部作成の「障がい者グループホーム 開設ハンドブック」を活用し、啓発を行っています。引き続き、広報啓発に努めてまいります。
- また、住宅セーフティネット法の改正において、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が示されたことや市町村による居住支援協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、市町村による居住支援協議会の設立を促進し、住まい探しの支援や入居後の見守りサポート等の活動が地域において実施できるよう努めてまいります。

【太字部について】

- 宅地建物取引業者に対する啓発については、当該事業者向けの研修会において、当課が作成する「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を活用すること、また、福祉部の担当者が説明する時間を設けることにより、グループホームの制度を周知しているところです。
- 今後も宅地建物取引業者に対する啓発に取り組んでまいります。

【波線部について】

- 府営住宅では、全入居者に配布している「ふれあいだより」にグループホームについての記事を掲載し、広報・啓発に引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部住宅建築局 居住企画課（下線部について回答）

**都市整備部住宅建築局 建築指導室 建築振興課（太字部について回答）**

都市整備部住宅建築局 住宅経営室 経営管理課（波線部について回答）